

【保護者用】

園児が罹患し登園再開の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

登園届（保護者記入）

におの浜保育園園長 殿

入所児童氏名

年 月 日 生

（病名）（該当疾患に☑をお願いします）

☐	溶連菌感染症
☐	マイコプラズマ肺炎
☐	手足口病
☐	伝染性紅斑（りんご病）
☐	ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）
☐	ヘルパンギーナ
☐	R S ウイルス感染症
☐	带状疱疹しん
☐	突発性発しん

年 月 日（医療機関名）

において

病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので

年 月 日 より登園いたします。

保護者名

※保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考にかかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。なお感染力のある期間に配慮し、集団生活で無理なく過ごせる状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

【保護者用】

園児が罹患し登園再開の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

インフルエンザ用 登園届（保護者記入）

におの浜保育園園長 殿

入所児童氏名

年 月 日 生

年 月 日（医療機関名）

において

（病名） インフルエンザ 型 と診断されました。

発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過しています。

病状が回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので

年 月 日 より登園いたします。

保護者名

/ () 発症当日 °C

/ () 1日目 °C

/ () 2日目 °C

/ () 3日目 °C

/ () 4日目 °C

/ () 5日目 °C

/ () 6日目 °C

/ () 7日目 °C

/ () 8日目 °C

●症状に○をつけてください

咳 鼻水 鼻閉 関節痛 悪寒 頭痛 下痢 嘔吐 のどが痛い

例	発症日	発症後5日目（登園停止期間）					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 1日目に 解熱した 場合									
発症後 2日目に 解熱した 場合									
発症後 3日目に 解熱した 場合									
発症後 4日目に 解熱した 場合									

※保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考にかけつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。なお感染力のある期間に配慮し、集団生活で無理なく過ごせる状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

【保護者用】

園児が罹患し登園再開の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症用 登園届 (保護者記入)

におの浜保育園園長 殿

入所児童氏名

年 月 日 生

年 月 日 (医療機関名)

において

(病名) 新型コロナウイルス感染症 と診断されました。

(出席停止期間) 発症後5日を経過し、かつ症状が軽快※した後1日を経過しました。
病状が回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので

年 月 日 より登園いたします。

保護者名

※解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にある状態

/ () 発症当日	℃	◎検査日	/	◎結果判明日	/
/ () 1日目	℃	/	() 2日目	℃	
/ () 3日目	℃	/	() 4日目	℃	
/ () 5日目	℃	/	() 6日目	℃	
/ () 7日目	℃	/	() 8日目	℃	

●症状に○をつけてください

咳 鼻水 鼻閉 関節痛 悪寒 頭痛 下痢 嘔吐
のどが痛い 痰からみ その他 ()

子どもにおける新型コロナの療養期間（学校保健安全法）

	発症後							
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後1日目に軽快した場合	有症状	軽快	軽快後1日目				登園・登校可	
発症後2日目に軽快した場合	有症状	有症状	軽快	軽快後1日目			登園・登校可	
発症後3日目に軽快した場合	有症状	有症状	有症状	軽快	軽快後1日目		登園・登校可	
発症後4日目に軽快した場合	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	軽快後1日目	登園・登校可	
発症後5日目に軽快した場合	有症状	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	軽快後1日目	登園・登校可

※保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考にかけつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。なお感染力のある期間に配慮し、集団生活で無理なく過ごせる状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

(厚生労働省 保育所における感染症対策ガイドライン参考)